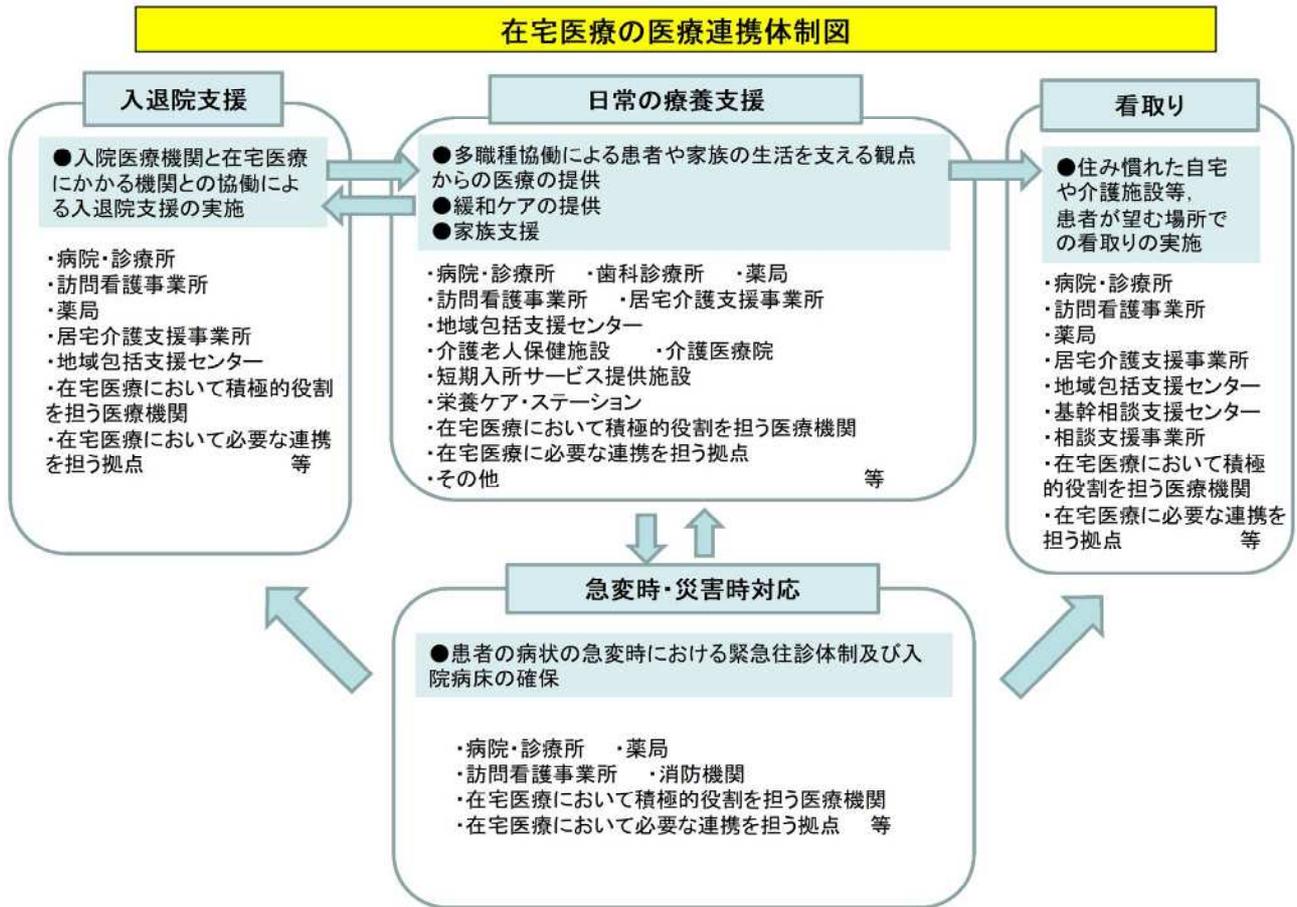


【図表資-5-263】奄美保健医療圏 在宅医療の医療連携体制図



[大島支庁作成]

【図表資-5-264】奄美保健医療圏 在宅医療の医療連携体制表

高専 名称	【入 院 支 援】		【日常の医療支援】	
	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	入院医療機関	在宅医療に係る機関
目 標	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関
	<b>①病院・診療所</b> <b>②介護老人保健施設</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②歯科診療所</b> <b>③訪問看護事業所</b> <b>④薬局</b> <b>⑤在宅介護支援事業所</b> <b>⑥地域包括支援センター</b> <b>⑦高齢者支援センター</b> <b>⑧相談支援事業所</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②介護老人保健施設</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②歯科診療所</b> <b>③訪問看護事業所</b> <b>④訪問リハビリテーション</b> <b>⑤通所リハビリテーション</b> <b>⑥薬局</b> <b>⑦在宅医療において複数の役割を果たす医療機関</b> <b>⑧在宅医療において必要な連携を担う拠点</b> <b>⑨在宅介護支援事業所</b> <b>⑩高齢者支援センター</b> <b>⑪高齢者保健施設</b> <b>⑫短期入所サービス提供施設</b> <b>⑬地域包括支援センター</b> <b>⑭介護医療院</b> <b>⑮高齢者相談センター</b> <b>⑯相談支援事業所</b>
関 係 機 関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関
	<b>①病院・診療所</b> <b>②介護老人保健施設</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②歯科診療所</b> <b>③訪問看護事業所</b> <b>④薬局</b> <b>⑤在宅介護支援事業所</b> <b>⑥地域包括支援センター</b> <b>⑦高齢者支援センター</b> <b>⑧相談支援事業所</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②介護老人保健施設</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②歯科診療所</b> <b>③訪問看護事業所</b> <b>④訪問リハビリテーション</b> <b>⑤通所リハビリテーション</b> <b>⑥薬局</b> <b>⑦在宅医療において複数の役割を果たす医療機関</b> <b>⑧在宅医療において必要な連携を担う拠点</b> <b>⑨在宅介護支援事業所</b> <b>⑩高齢者支援センター</b> <b>⑪高齢者保健施設</b> <b>⑫短期入所サービス提供施設</b> <b>⑬地域包括支援センター</b> <b>⑭介護医療院</b> <b>⑮高齢者相談センター</b> <b>⑯相談支援事業所</b>
関 係 機 関 に 求 め ら れ る 事 項	1)退院支援担当者等を配置している 2)関係職種が入院前から退院後の生活を担い支えている 3)退院支援時には患者の住み慣れた地域に配置した在宅医療及び介護の連携を行っている 4)退院後の患者に起こりうる病状の変化やその対応について退院前カンファレンスや文書、電話等で在宅医療に係る院外関係機関との情報共有を図り、協働して退院支援ができる 5)退院支援担当者の資質向上のための研修や実習の受講機会を設けている	1)在宅医療者のニーズに応じた医療や介護、障害福祉サービスの調整を行っている 2)医療や介護、障害福祉サービスの関係者間で在宅医療者に関する情報や計画を共有し、連携している 3)小児や若年層の在宅医療者にも対応できる体制を確保している	1)在宅医療支援のためのスバ入院の体制を整えている 2)医療や介護、障害福祉サービスの関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している 3)地域包括支援センター等と協働し、在宅医療に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介している 4)がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している 5)身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理、リハビリ、栄養管理を適切に提供する体制を構築している 6)医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している 7)医療・介護の関係者間でポリファーマシー対策を進める上で連携を図る 8)患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に関する情報を提供するための体制を構築している 9)医師・歯科医師の定期的な診察と適切な詳細に基づく指示により、在宅医療患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する 10)災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している	1)関係機関の相互の連携により在宅医療者のニーズに応じた医療・介護サービスの提供・調整を行っている 2)医療や介護、障害福祉サービスの関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している 3)地域包括支援センター等と協働し、在宅医療に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介している 4)がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している 5)身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理、リハビリ、栄養管理を適切に提供する体制を構築している 6)医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している 7)医療・介護の関係者間でポリファーマシー対策を進める上で連携を図る 8)患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に関する情報を提供するための体制を構築している 9)医師・歯科医師の定期的な診察と適切な詳細に基づく指示により、在宅医療患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する 10)災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している
	1)入院当初から、病院等の医師及び看護師、退院支援担当者等が連携を図り、患者の退院後の療養生活を考えた治療や介護支援ができる 2)院内関係者間に限らず、院外関係者とも連携を図り、協働して退院に向けた支援ができる	1)在宅医療者の入院中から入院医療機関の医師および看護師、退院支援担当者と連携し、在宅医療への移行支援ができる 2)在宅医療者の病状や治療方針、家族構成及び療養環境等の情報を踏まえたケアプランを作成し、退院直後から支援できる	1)日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者や文書等を通じて、在宅医療者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している 2)日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている 3)多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている 4)24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制を確保している 5)在宅医療者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題を担うなどに関するために、地域包括支援センターや市町村が関係する地域ケア会議を活用する 6)医療や介護のサービス業務が限られている薬局やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるような支援を行う	1)日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者や文書等を通じて、在宅医療者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している 2)日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている 3)多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている 4)24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制を確保している 5)在宅医療者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題を担うなどに関するために、地域包括支援センターや市町村が関係する地域ケア会議を活用する 6)医療や介護のサービス業務が限られている薬局やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるような支援を行う
連携方法	1)双方の関係者が、カンファレンスやサービス担当者会議への出席や文書等により、療養者や家族等に関する情報の共有を図る 2)日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている			

高専 名称	【在宅医療において複数の役割を担う医療機関】	
	在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所	在宅医療支援診療所
目 標	・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと ・患者の家族等への支援を行うこと	
求 ね ら れ る 事 項	1)医療機関(特一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援を行うこと 2)在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること 3)臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での指導を受ける機会等の確保に努めること 4)災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと 5)地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること 6)入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと	

医療 機能	【急変時・災害時対応】		【取 組】	
	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関
目 標	患者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること		
関 係 機 関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関
	<b>①病院・診療所</b> <b>②訪問看護事業所</b> <b>③薬局</b> <b>④消防機関</b> <b>⑤在宅医療において複数の役割を担う医療機関</b> <b>⑥在宅医療において必要な連携を担う拠点</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②在宅医療において複数の役割を担う医療機関</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②訪問看護事業所</b> <b>③薬局</b> <b>④在宅医療において複数の役割を担う医療機関</b> <b>⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点</b> <b>⑥在宅介護支援事業所</b> <b>⑦地域包括支援センター</b> <b>⑧訪問介護</b> <b>⑨介護老人福祉施設</b> <b>⑩グループホーム</b> <b>⑪臨時相談支援センター</b> <b>⑫相談支援事業所</b>	<b>①病院・診療所</b> <b>②在宅医療において複数の役割を担う医療機関</b>
関 係 機 関 に 求 め ら れ る 事 項	1)急変時における連絡先をあらかじめ在宅医療者や家族等に提示している 2)急変時、在宅医療者や家族から求めがけを迅速に受け付け可能な体制を確保している 3)搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている 4)日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている 5)円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院・有床診療所と情報共有を行う。急変時対応における連絡ルールを作成する等、地域の在宅医療に関する協議の場も活用し、消防関係者を含め、連携体制の構築を進める	1)急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行っている 2)重症者で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している 3)搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている 4)本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、準備を支援し、必要に応じて在宅医療者や家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている 5)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 6)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 7)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 8)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 9)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 10)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている	1)終末期に出現する症状に対する在宅医療者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している 2)患者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている 3)在宅での療養が困難な場合は必要に応じて受け入れられている 4)本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、準備を支援し、必要に応じて在宅医療者や家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている 5)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 6)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 7)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 8)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 9)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 10)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている	1)終末期に出現する症状に対する在宅医療者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している 2)患者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている 3)在宅での療養が困難な場合は必要に応じて受け入れられている 4)本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、準備を支援し、必要に応じて在宅医療者や家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている 5)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 6)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 7)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 8)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 9)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている 10)在宅医療者や家族等に対する在宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている
	1)症状悪化の早期発見が出来るよう、サービス提供者間で個別の情報共有できる体制がある 2)急変時の支援体制について個々の在宅医療者に、報告・連絡・相談等を事前に明確に連携、機能分担を整理しておく	1)24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある 2)緊急時受入の申出に円滑な受入ができるよう医療機関内の連携体制を整備する 3)患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる 4)在宅医療支援病院、在宅医療後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている	1)在宅医療者自身が終末期の迎え方について各自対応できるか、又は他医療機関等に対し、必要な支援をしている 2)急性期医療とは異なり、患者・家族の望む療養に向けた支援ができる	1)24時間対応、急変時や終末期療養において、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある 2)急性期医療とは異なり、患者・家族の望む療養に向けた支援ができる
連携方法	1)急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示して連携・明示している 2)日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている		1)急変時や終末期療養において、円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している 2)日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている	

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】	
関係機関	<b>①大島郡医師会在宅医療連携支援センター、②奄美市、大和村、宇後村、瀬戸内町、鹿野町、喜界町、鶴之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町(各市町村地域包括支援センターを含む)</b>
目 標	・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ・在宅医療に関する人材育成を行うこと ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと
求 ね ら れ る 事 項	1)地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等の実施 2)地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供すること 3)地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等の実施 4)在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施

【大島支庁作成】